別表四塩化炭素の項の次に次のように加える。

塩化ビニルモノマー	0.002mg／Ｌ以下	付表に掲げる方法

同表1，1―ジクロロエチレンの項中「0.02mg／Ｌ以下」を「0.1mg／Ｌ以下」に改め、同表シス―1，2―ジクロロエチレンの項中「シス―１，２―ジクロロエチレン」を「１，２―ジクロロエチレン」に、「規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法」を「シス体にあっては規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法」に改め、同表ほう素の項の次に次のように加える。

１，４―ジオキサン	0.05mg／Ｌ以下	公共用水域告示付表７に掲げる方法

同表備考中３の次に次のように加える。

４　１，２―ジクロロエチレンの濃度は、規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

同表の次に次の表を加える。

付表

塩化ビニルモノマーの測定方法

１　試薬

⑴　水

規格Ｋ0557に規定するＡ３又はＡ４のもの（Ａ４の水の方が望ましい）(注１)

⑵　メタノール

規格Ｋ8891に定めるもの（注２）

⑶　塩化ビニル標準ガス

純度99%以上の塩化ビニルモノマーを含むもの

⑷　塩化ビニル標準原液（100μg／ml）

5,000μgの塩化ビニルを含む塩化ビニル標準ガスをガスタイトシリンジに採り、バイアル中のメタノール（あらかじめ65mlバイアル中にメタノール50mlを入れ、四ふっ化エテン樹脂フィルム、シリコーンゴム栓及びアルミシールで栓をし、ドライアイスにメタノール等を混合した冷媒を用いて冷却したもの）に溶解したもの（注３)(注４)

⑸　塩化ビニル標準液（１μg／ml）

メタノールを50～90ml程度入れた100ml全量フラスコに、塩化ビニル標準原液１mlを採り、メタノールで100mlとしたもの

⑹　内標準原液（100μg／ml）

5,000μgの塩化ビニル―ｄ３を含む塩化ビニル―ｄ３標準ガスをガスタイトシリンジに採り、バイアル中のメタノール（あらかじめ65mlバイアル中にメタノール50mlを入れ、四ふっ化エテン樹脂フィルム、シリコーンゴム栓及びアルミシールで栓をし、ドライアイスにメタノール等を混合した冷媒を用いて冷却したもの）に溶解したもの（注３)(注４)(注５)

⑺　内標準液（１μg／ml）

メタノールを50～90ml程度入れた100ml全量フラスコに、内標準原液１mlを採り、メタノールで100mlとしたもの

（注１）　同等な品質に精製が必要な場合には、水１～３Ｌを三角フラスコに採り、これを強く加熱して煮沸し、液量が約１／３になるまで続け、直ちに環境からの汚染がない場所に放置して冷却する（加熱が弱いと十分に揮発性有機化合物を除去することができない。）。また、市販の揮発性有機化合物試験用の水等を用いてもよい。その場合、使用前に空試験を行い、使用の適否を確認する。

（注２）　水質試験用、トリハロメタン測定用等を用いてもよい。その場合、使用前に空試験を行い、使用の適否を確認する。

（注３）　濃度保証された市販の分析用標準液等を用いてもよい。

（注４）　使用時に調製する。ただし、調製した標準品を直ちに冷却し、ドライアイスにメタノール等を混合した冷媒を用いた冷却条件下でアンプルに移し、溶封して冷暗所に保存すれば１～３か月は保存できる。それ以上の期間を経過したものは純度を確認してから使用する。

（注５）　塩化ビニルは常温でガス状の物質であり、分析操作で揮散しやすく、測定上の妨害も受けやすいことから、安定同位体標識化合物（塩化ビニル―ｄ３）を内標準物質として用いることとする。塩化ビニル―ｄ３以外に適当な物質があれば内標準物質として用いてもよい。

２　器具及び装置

⑴　試料容器

40～250mlのガラス製容器でねじぶた付のもの（あらかじめ規格Ｋ0557に規定するＡ２又はＡ３の水で洗浄した後、105±２℃で約３時間加熱し、デシケーター中で放冷する。放冷後、キャップを堅く締め、汚染のない場所に保管する。ねじぶたは四ふっ化エテン樹脂フィルム又は同等の品質のもので内貼り（注６）したものを用いる。）

⑵　パージ・トラップ装置（注７)(注８)

(a)　パージ容器

0.5～25mlの試料を注入できるガラス容器又はそれに試料導入部をもつもの（あらかじめ規格Ｋ0557に規定するＡ２又はＡ３の水で洗浄した後、105±２℃で約３時間加熱し、デシケーター中で放冷する。）

(b)　パージ容器恒温装置

パージ容器を20～40℃の一定温度に保持できるもの

(c)　トラップ用管

内径0.5～５㎜、長さ50～300㎜の石英ガラス管、ステンレス鋼製管又は内面を不活性処理したステンレス鋼製のもの

(d)　トラップ管充てん剤

２，６―ジフェニル―１，４―ジフェノキシドポリマー（粒径177～250μm又は250～500μm）を含み、かつ、シリカゲル（粒径250～500μm）、活性炭（粒径250～500μm）又はこれらと同等の性能をもつもの（注９）を含むもの

(e)　トラップ管

トラップ管充てん剤をトラップ用管に充てん（注10）したもの（使用に先立ってヘリウムを毎分20～40mlで流しながら、トラップ管の再生温度で30～60分間加熱する（注11）。）

(f)　トラップ管加熱装置

パージ時にトラップ管を20～40℃に保ち、さらにトラップ管に捕集した揮発性有機化合物の加熱脱着のために１分間以内に約180～280℃まで加熱でき、約４分間以上脱着温度を保つことができるもの

(g)　パージガス

ヘリウム（純度99.9999vol%以上）又は窒素(規格Ｋ1107に規定する高純度窒素１級)（注12）であって、流量を毎分20～60mlの範囲で一定に調節したもの

(h)　冷却凝縮装置（注13）

内径0.32～0.53㎜の石英ガラス管又はキャピラリーカラムで、凝縮時に－30℃以下に冷却ができ、かつ、脱着時には１分間以内にカラム槽の温度まで又は200℃程度に加熱できるもの

⑶　ガスクロマトグラフ質量分析計（注14）

(a)　ガスクロマトグラフ

(ｱ)　キャピラリーカラム（注15）

内径0.2～0.32㎜、長さ25～120ｍの石英ガラス製、硬質ガラス製又は内面を不活性処理したステンレス鋼製のものであって、内面にフェニルメチルポリシロキサン又はジメチルポリシロキサンを0.1～３μmの厚さで被覆したもの又はこれと同等の分離性能を有するもの